

I. 高額介護(予防)サービス費の見直しについて(令和3年8月利用分より)

◆改正の概要

高額介護サービス費について、医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせ、現行の現役並み所得者のうち、**年収約770万円**(課税所得380万)以上の者と**年収約1,160万円**(課税所得690万)以上の者について、**世帯の上限額**を現行の44,400円から**93,000円、140,100円とする見直し**を行う。

令和3年7月利用分まで	自己負担限度額(月額)	令和3年8月利用分より	自己負担限度額(月額)
現役並み所得相当	44,400円	年収約1,160万円以上	140,100円
		年収約770万以上約1160万円未満	93,000円
		年収約383万以上約770万円以上	44,400円
一般	44,400円	一般	44,400円
市町村民税世帯非課税	24,600円	市町村民税世帯非課税	24,600円
年金収入80万円以下等	15,000円	年金収入80万円以下等	15,000円
生活保護受給者	15,000円	生活保護受給者	15,000円

Ⅱ 食費・居住費への助成(補足給付)の見直し

◆改正の概要

- ① **施設入所者に対する食費居住費の助成**について、**第3段階**(本人の年金収入等80万円超)を保険料の所得段階と合わせて本人年金収入等80万円超120万円以下の段階(以下、仮に「第3段階①」という。)と同120万円超の段階(以下、仮に「第3段階②」という。)の**2つの段階に区分**する。
- ② **ショートステイの食費居住費の助成**について、①と同様に第3段階を2つの段階に区分し、第3段階②について①の金額を踏まえた本人の負担限度額への上乗せを行うとともに、**食費が給付外となっているデイサービスとの均衡等の観点**から、第3段階①及び第2段階についても、**負担能力に配慮しながら、本人の負担限度額への上乗せ**を行う。
- ③ **食費居住費の助成の要件となる預貯金等の基準**について、**所得段階に応じて設定**することとし、第2段階、第3段階①、第3段階②の3つの所得段階それぞれに基準を設定する(第2段階:650万円、第3段階①:550万円、第3段階②:500万円)。
なお、**第2号被保険者**は、若年性認知症等により長期入所が考えられるため、現行の基準(1,000万円以下)を維持する。また、夫婦世帯における**配偶者の上乗せ分は、現行の基準(1,000万円)を維持**する。

【令和3年8月利用分より】

- ・第3段階を2つに分けて、全部で5段階にする。
- ・利用者負担日額上限の変更および資産基準の追加(下記参照)

対象者		利用者負担日額上限			
利用者負担段階		施設入所者		ショートステイ	
		食費	居住費(滞在費)	食費	居住費(滞在費)
第1段階	変更なし	変更なし		変更なし	
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方 預貯金等の資産基準は650万円とする	変更なし	変更なし	390 ↓ 600	変更なし
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階、第2段階以外の本人の年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円超かつ120万円以下の方 預貯金等の資産基準は550万円とする	変更なし	変更なし	650 ↓ 1000	変更なし
3段階②	世帯全員が市民税非課税で、第1段階、第2段階以外の本人の年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が120万円超の方 預貯金等の資産基準は500万円とする	1360	変更なし	1300	変更なし
第4段階	変更なし	食費の基準費用額の見直しが検討されています			